

介護保険制度・参考資料

- 社会保障制度の法体系の中での高齢者関連法規の位置づけ
- 介護保険で使えるサービスの種類詳細
- 厚労省統計資料
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係性
- 包括支援ケアシステムとケア会議
- 基本チェックリストと基準
- 公費と明細書記載
- 総合事業を取り入れている市区町村におけるサービス提供の流れ

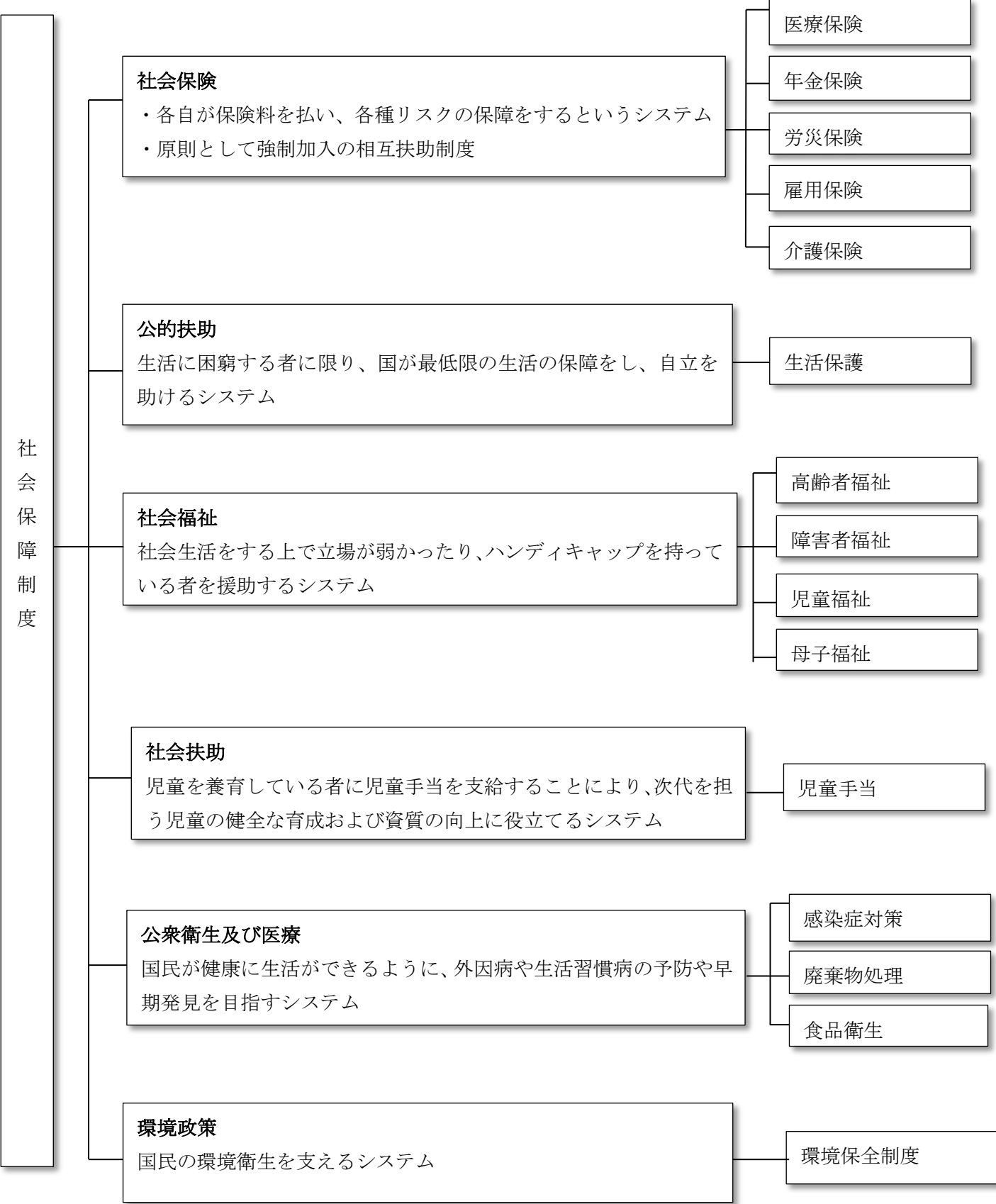


㈱東京シティ福祉サービス FC 加盟店

福岡シティ福祉サービス

社会保障制度の法体系の中での高齢者関連法規の位置づけ

介護保険制度、生活保護制度などは社会保障制度の構成要素の一つとなっている



I 居宅サービス 14 種類

自宅で利用するサービス

【訪問介護（ホームヘルプ）】 住み慣れた家で受けられる基本サービス

- ・介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービス。
- ・身体介護とは利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス。
- ・生活援助とは身体介護以外の介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために本人若しくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス。

対象者

- ・要介護 1 以上の認定を受けた方

サービスの内容

身体介護

- ・食事、入浴、排せつの介護
- ・洗面、身体整容、更衣介護、体位変換
- ・移動・移乗介護、通院介護
- ・起床・就寝介護、服薬介護 ほか

生活援助

- ・掃除、洗濯、調理、買い物 ほか

通院等乗降介護

【訪問入浴介護】 家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービス。

対象者

- ・要介護 1 以上の認定を受けた方

サービスの内容

- ・全身浴、部分浴、清拭

【訪問看護】 自宅での療養生活を支えるサービス
医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。また、医師や関係機関と連携をとり、さまざまな在宅ケアサービスの使い方を提案する。
対象者 要介護 1 以上の認定を受けた方
サービスの内容 - 病状・障害の観察と判断、健康管理 - 食事・清潔・排せつのケア、水分・栄養管理 - 薬の飲み方と管理 - 療養生活、看護・介護方法に関する相談・助言 - 家族の悩みの相談 - 終末期ケア - かかりつけの医師との連絡と調整

【訪問リハビリテーション】 自宅でリハビリを行うサービス
医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。
対象者 要介護 1 以上の認定を受けた方
サービスの内容 - 身体機能 関節拘縮の予防、筋力・体力の維持、褥瘡の予防、自主トレーニングの指導 - 日常生活 歩行練習（屋内、屋外）、基本動作訓練（寝返り、起き上がり、移乗動作など） 日常生活動作訓練（食事や更衣、入浴、トイレ動作など） - 家族支援 歩行練習（屋内、屋外での介助方法の検討、指導）、福祉用具・自助具の提案、住宅改修に関する助言

【居宅療養管理指導】 安心して療養生活を送る為のサービス
在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービス。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行う。
対象者 要介護 1 以上の認定を受けた方
サービスの内容 - 介護方法等の指導・助言 - 療養上の管理、指導・助言

【通所介護（デイサービス）】 施設などにおいて日中介護やリハビリを行うサービス

日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

対象者

- 要介護 1 以上の認定を受けた方

サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 健康管理
- 日常生活動作訓練
- レクリエーション ほか

【通所リハビリテーション（デイケア）】 施設などにおいて日帰りでリハビリを行うサービス

介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。

対象者

- 要介護 1 以上の認定を受けた方

サービスの内容

- 身体機能
関節拘縮の予防、筋力・体力の維持、褥瘡の予防、自主トレーニングの指導
- 日常生活
歩行練習（屋内、屋外）、基本動作訓練（寝返り、起き上がり、移乗動作など）、
日常生活動作訓練（階段の昇降、入浴、トイレ動作など） ほか

【短期入所生活介護（ショートステイ）】 施設などに短期間入所してもらい介護を行うサービス

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。

一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができたり介護負担の軽減を図ることができる。また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立つ

対象者

- 要介護 1 以上の認定を受けた方

サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 機能訓練（リハビリテーション） ほか

特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどにおける入所者の日常生活を支援するサービス
介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。 対象者 - 要介護 1 以上の認定を受けた方 サービスの内容 - 食事、入浴、排せつの介護 - 機能訓練（リハビリテーション） - 療養上の世話 ほか

【短期入所療養介護】 施設などに短期間入所してもらい医療的ケアを行うサービス
介護老人保健施設や医療施設に短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス。 一定期間、介護から解放される利用者家族にとっても、自分の時間を持つことができたり介護負担の軽減を図ることができ、また利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難な時にも役に立つ。 対象者 - 要介護 1 以上の認定を受けた方 サービスの内容 - 医師、看護職員、理学療法士等からの医療や機能訓練

生活環境を整えるためのサービス

【福祉用具貸与】 日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービス
利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。また在宅での介護を行っていくうえで福祉用具は重要な役割を担っている。 対象者 - 要介護 1 以上の認定を受けた方 福祉用具貸与の対象種目 - 車いす - 車いす付属品 - 特殊寝台（電動ベッド） - 特殊寝台付属品 - 床ずれ防止用具 - 体位変換器（空気パッド等を使って、仰向けからうつ伏せへの体位の変換を容易にする）

【特定福祉用具販売】日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービス

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービス。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行う。

対象者

- 要介護1以上の認定を受けた方

福祉用具購入の対象種目

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分

【住宅改修】 住み慣れた自宅をより住みやすく改修するサービス

在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。利用者だけではなく周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てる。

対象者

- 要介護1以上の認定を受けた方

住宅改修の対象種目

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他上記の住宅改修に付帯する工事

計画をつくるサービス

【居宅介護支援】自宅で自立した生活を送る為のプラン作成やサービスの調整

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行う。

対象者

- 要介護1以上の認定を受けた者

サービスの内容

- ケアプランの作成
ケアマネジャー（介護支援専門員）が、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等にそって、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。
- 介護サービスの連絡・調整・介護サービス事業者との連絡・調整を行う。

※また、居宅介護支援事業所では、本人や家族の代わりに、要介護認定の申請手続きや更新認定の申請手続きを行う
利用料の目安 利用料は無料（介護保険で全額が支払われる）。

Ⅱ 施設サービス 3種類

生活の場を自宅から移して利用するサービス

【介護老人福祉施設】（特別養護老人ホーム）「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。また、定員 29 人以下の小規模で運営される地域密着型介護老人福祉施設もあり、少人数の入所者に対して介護老人福祉施設と同様のサービスを提供。なお、要支援 1 または要支援 2 と判定された方は、利用することはできない。

対象者

- ・ 常時介護が必要で在宅生活が困難な方（要介護 1 以上の認定を受けた方）

サービスの内容

- ・ 食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護
- ・ リハビリテーションなどの機能訓練
- ・ バイタルチェックなど日常の健康管理
- ・ 相談援助、レクリエーションなど

【介護老人保健施設】 リハビリで自立支援を支援し家庭の復帰を目指すためのサービスを提供する施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。

利用者の状態に合わせたサービス計画に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。

対象者

- ・ 入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする方（要介護者 1 以上の認定を受けた方）

サービスの内容

- ・ 理学療法士、作業療法士、看護師などによるリハビリテーション
- ・ 診察、投薬、検査などの医療ケア、看護
- ・ 食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護
- ・ 相談援助、レクリエーションなど

【介護療養型医療施設】 医療サービスを受けながら長期療養が可能な施設

急性疾患の回復期にある方や慢性疾患を有する方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしている。

対象者

- ・ 病状が安定した長期療養が必要な方（要介護 1 以上の認定を受けた方）

サービスの内容

- ・ 療養上の管理、看護、機能訓練（リハビリテーション）、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護
- ・ ターミナルケア

Ⅲ 地域密着サービス（8種類）

校区ごとに介護、医療サービス、施設サービスを提供し住みやすい生活の場を提供するサービス

【小規模多機能型居宅介護】 日帰りを中心に訪問や宿泊サービスを組み合わせたサービス

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う

対象者

- 要介護1以上の認定を受けた方

サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 調理、洗濯、掃除等の家事
- 生活等に関する相談・助言
- 健康管理
- 機能訓練（リハビリテーション） ほか

【地域密着型特定施設入居者生活介護】 小規模な有料老人ホームにおける入所者の日常支援を支えるサービス

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

対象者

- 要介護1以上の認定を受けた方

サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 機能訓練（リハビリテーション）
- 療養上の世話 ほか

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 少人数の特別養護老人ホームにおける入所者におけるサービス

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。

対象者

- 要介護1以上の認定を受けた方

サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 機能訓練（リハビリテーション）
- 健康管理
- 療養上の世話 ほか

【認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）】 少人数の過程的な雰囲気の中で日常生活を支える
認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。 少人数（５人～９人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。 対象者 - 認知症の症状がある要介護１以上の認定を受けた方（なお、認知症の原因となる疾患が急性（症状が急に現れたり、進行したりすること）の状態にある場合は対象となりません。） ※認知症… 脳血管疾患、アルツハイマー病等によって、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能やその他の認知機能が低下した状態 サービスの内容 - 食事、入浴、排せつの介護 - 機能訓練（リハビリテーション） ほか

【夜間対応型訪問介護】 夜間の定期巡回、緊急時の訪問や対応を行うサービス
夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行う 対象者 - 要介護１以上の認定を受けた方 サービスの内容 - 定期巡回サービス 定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護 - オペレーションセンターサービス あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等をもとに訪問介護員等の訪問の可否等を判断するサービス 随時訪問サービス オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 地域で 24 時間安心して暮らすためのサービス
日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う。 １つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」がある。 対象者 - 要介護１以上の認定を受けた方 サービスの内容 次のサービスを適切に組み合わせて提供する。 ①定期巡回サービス 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話 ②随時対応サービス オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行う ③随時訪問サービス

オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話を行う。

- ④訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行う。

【認知症対応型通所介護】 認知症の方に対するデイサービス

老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。

対象者

- 認知症の症状がある要介護1以上の認定を受けた方（なお、認知症の原因となる疾患が急性（症状が急に現れたり、進行したりすること）の状態にある場合は対象となりません。）

※認知症…

脳血管疾患、アルツハイマー病等によって、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能やその他の認知機能が低下した状態

サービスの内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 生活等に関する相談・助言
- 健康管理
- 機能訓練（リハビリテーション） ほか

【看護小規模多機能型居宅介護】 2つ以上のサービスを組み合わせて提供する

複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、1つの事業所が一体的に提供する。

現在は「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の組み合わせが提供可能なサービスとして定められており、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になる。

対象者

- 要介護1以上の認定を受けた方

サービスの内容

- 「小規模多機能型居宅介護（通い・宿泊・訪問）」と「訪問看護」の組み合わせ

IV 介護予防サービス 17種類

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的とする。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援するサービス

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
介護予防訪問看護
介護予防居宅療養管理指導
介護予防認知症対応型通所介護
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
介護予防福祉用具貸与
介護予防住宅改修
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所介護（デイサービス）
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
介護予防短期入所療養介護
特定介護予防福祉用具販売
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【介護予防支援】 軽度（要支援 1,2）の方に対するプラン作成やサービス調整

要支援 1 または要支援 2 の認定を受けた方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う。 介護予防プランは、地域包括支援センターが作成する。

対象者

要支援 1 または要支援 2 の認定を受けた者

サービスの内容

- ・介護予防プランの作成
- ・地域包括支援センター（委託された居宅介護支援事業所を含む）が、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等にそって、介護予防プラン（介護予防サービス計画）を作成
- ・サービスの連絡・調整
- ・サービス事業者との連絡・調整を行う。

利用料の目安

利用料はなし（介護保険で全額が支払われる）。

◆認知症高齢者推計

2005 年	205 万人
2015 年	315 万人
2035 年	445 万人

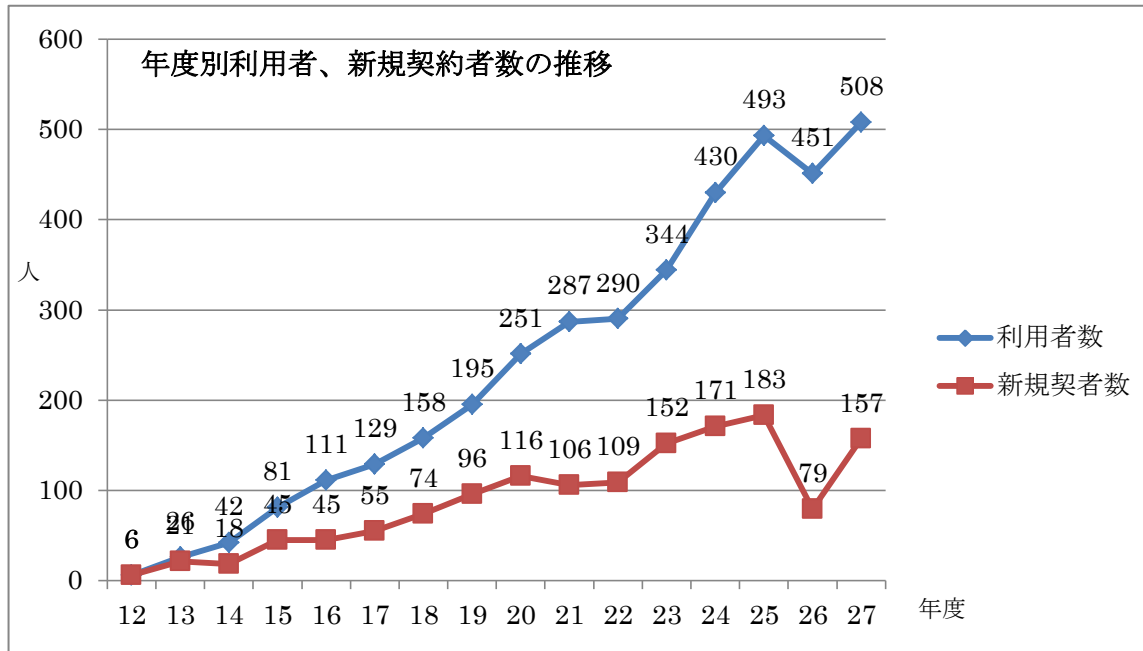
◆65 歳以上で認知症が占める割合

65～74 歳	1%
75～84 歳	10%
85 歳～	25%

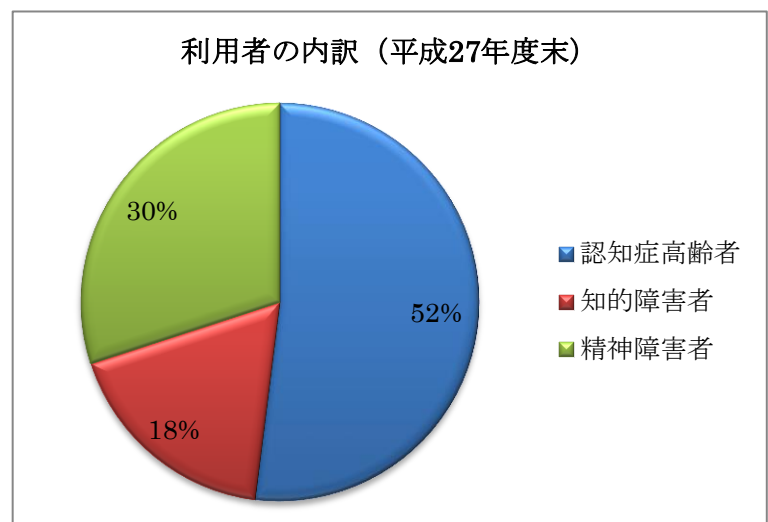
介護保険サービス利用者の 6 割は認知症高齢者を占めている

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係性

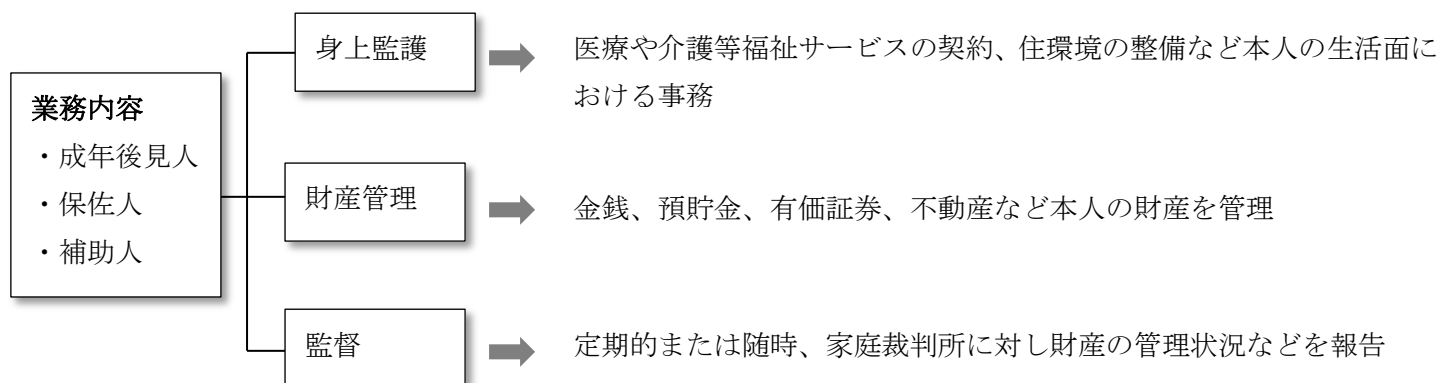
(1) 福岡県内における日常生活自立支援事業・成年後見制度利用者数推移



サービス種類	利用できる制度
居宅サービス	日常生活自立支事業
	成年後見制度
施設サービス	成年後見制度

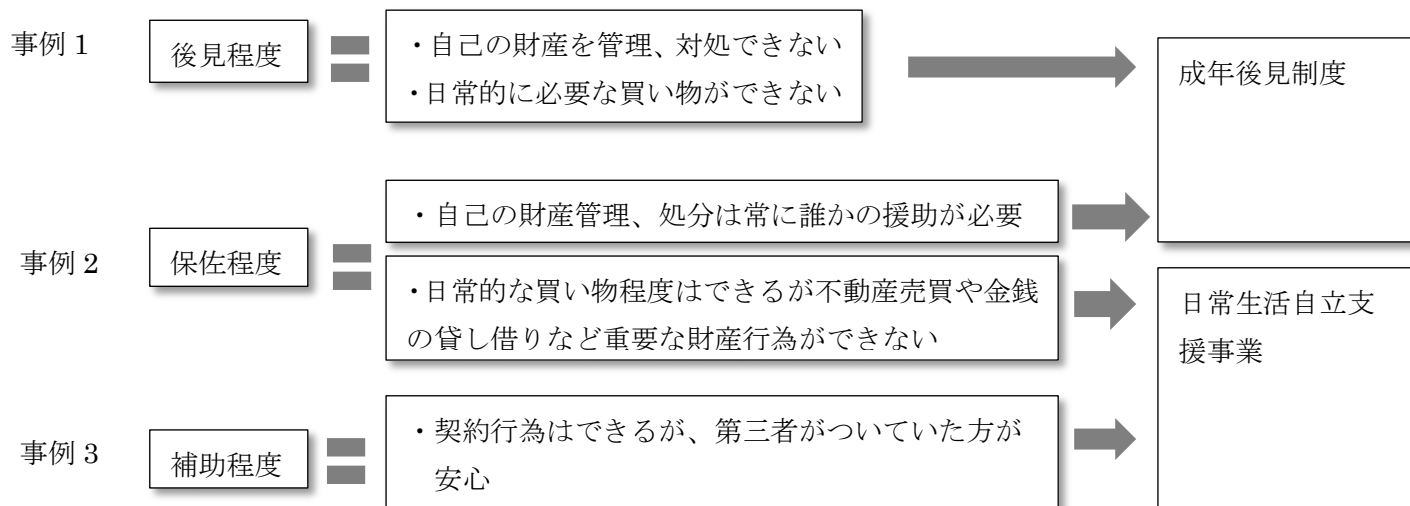


成年後見人、保佐人、補助人の業務

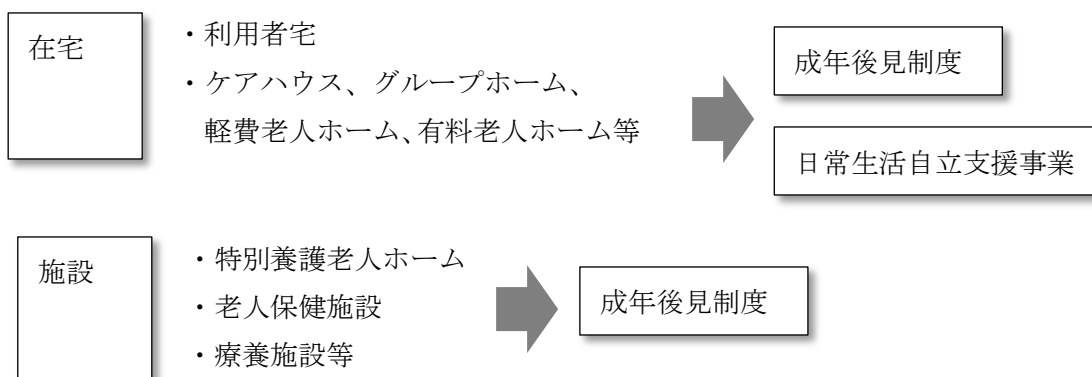


日常生活自立支援事業の利用範囲と成年後見制度

(1) 判断能力からみた場合



(2) 居住状態から見た場合



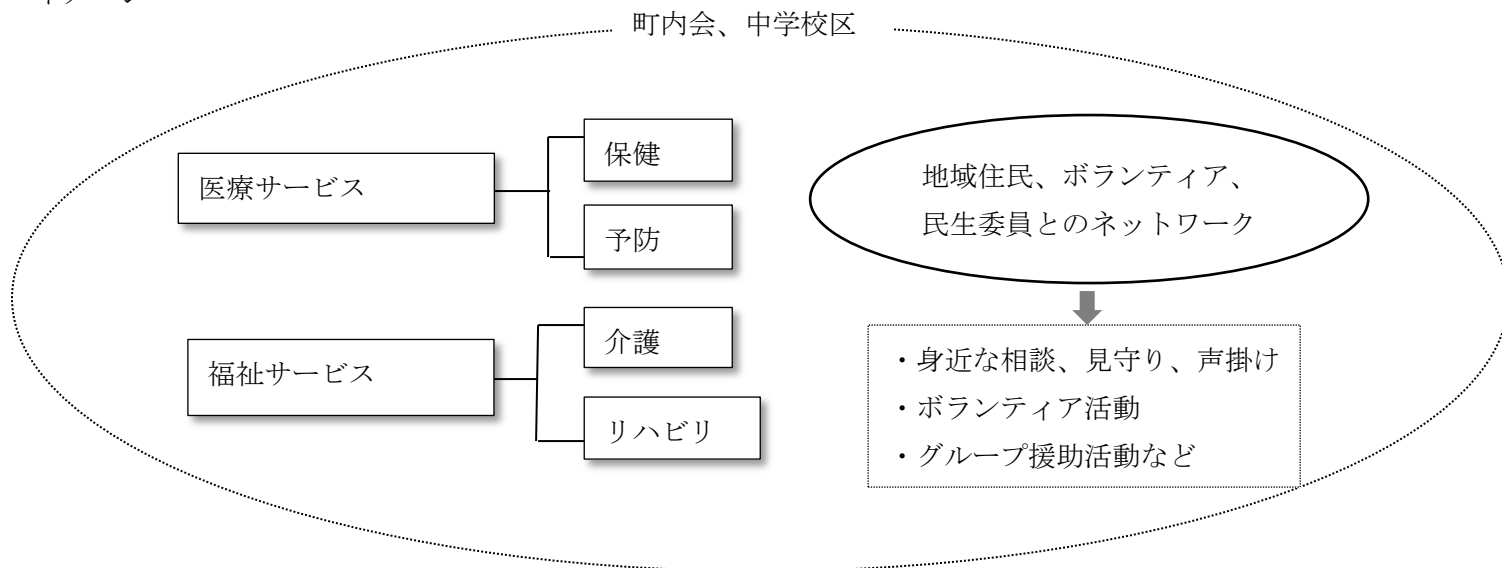
(3) 援助内容から見た場合

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
生活に関すること	身上監護 施設入所契約、医療契約、介護契約など	日常生活支援 ・心配ごと相談 ・福祉サービス利用援助
金銭に関すること	財産管理 不動産の処分、遺産分割など	日常的金銭管理 家賃、公共料金、医療費の支払い、小遣い引出等 書類等預かり 銀行貸金庫での書類（年金証書、定期預貯金通帳、不動産権利証書など）等の預かり

地域包括ケアシステムとは

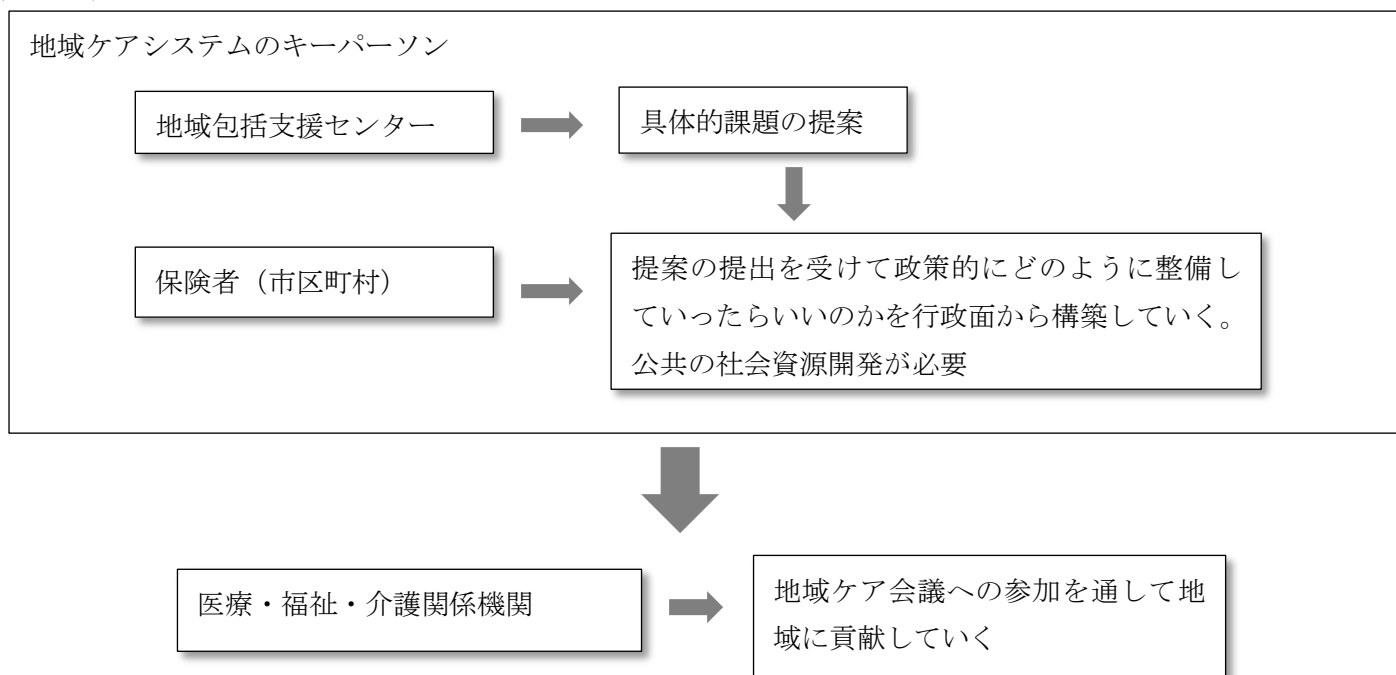
重度になっても住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らし続けることが出来るシステム

イメージ



地域ケアシステムの構成要素

下記のいずれも不足してはいけない



地域包括支援センターの役割

- ・ 日常的な業務（総合相談事例）地域課題を明らかにする
- ・ 地域を含めた関係者の支援体制を構築する
- ・ 地域課題を関係者と構築する。特に行政に対しても情報提供を行う



特に地域課題を解決していくためには行政の力が必要不可欠

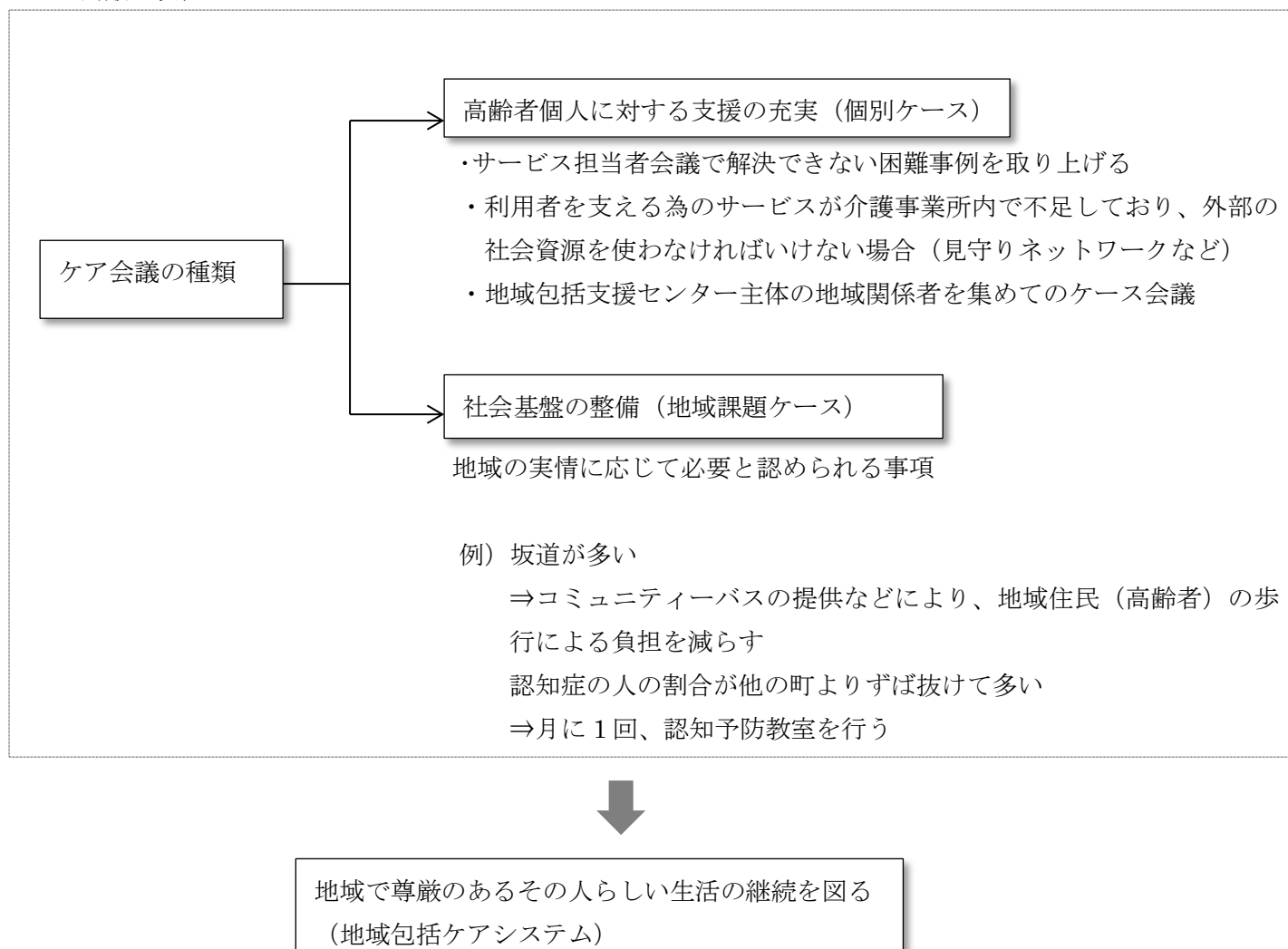


地域ケア会議の有効活用

市町村〔保険者〕の役割

- ・ 地域包括ケアシステム構築のための環境整備
- ・ 生活支援サービス（インフォーマル）の基盤整備
- ・ 在宅医療支援体制の構築を医師会と共同で推進する
- ・ 地域で認知症の人を支える体制を構築
- ・ 地域包括支援センターが適切に業務を遂行できるように環境を整備していく

■ケア会議の役割



個別ケースの検討を行う地域ケア会議で取り上げる個別ケースの種類

- ・ サービス未利用で支援を要する高齢者等への対応
- ・ 支援者が困っている事例
- ・ 支援が自立を阻害していると考えられる事例
- ・ 支援者個人の為の資源や環境整備が必要な事例
- ・ 保険者から見てサービス提供内容に課題がる事例 など

地域課題の検討を行う地域ケア会議について

地域づくり、資源開発機能 [こういうサービスがあったらなおよいというもの]

インフォーマルサービスや地域見守りネットワーク等、地域に必要と考えられる資源の開発

政策形成機能 [保険者の役割]

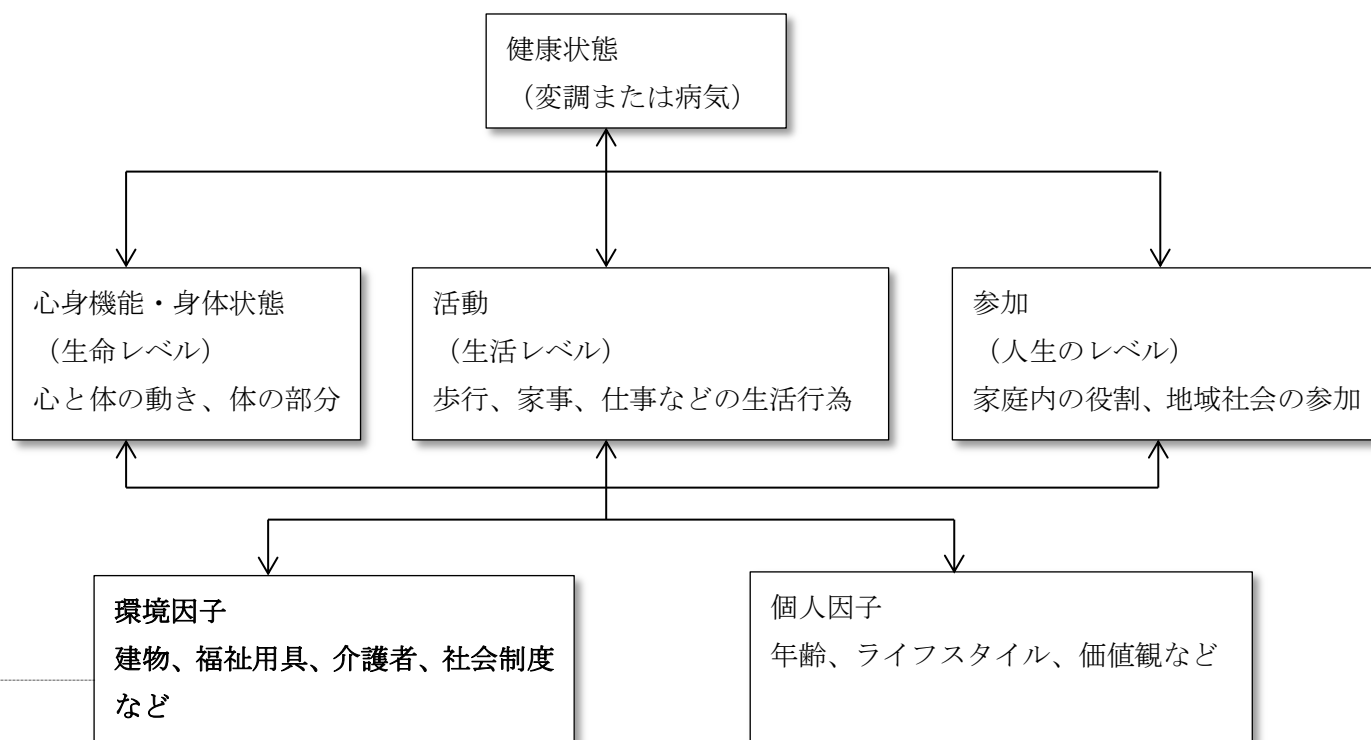
地域に必要な取り組みを明らかにして、施策や政策を立案・提言する

地域課題の抽出方法のヒント

- ① 量的調査（日常生活圏域ニーズ調査、日常の相談データ等）から導き出す
- ② **環境因子**より引き起こされる課題が地域課題の可能性が高い

個別課題を地域課題に変換する機能が困難を要する

ICFにおける生活機能モデル図



基本チェックリストと基準

記入日：平成 年 月 日 ()

希望するサービス内容			
No.	質問項目	回答：いずれかに○ をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何日何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

事業対象者に該当する基準

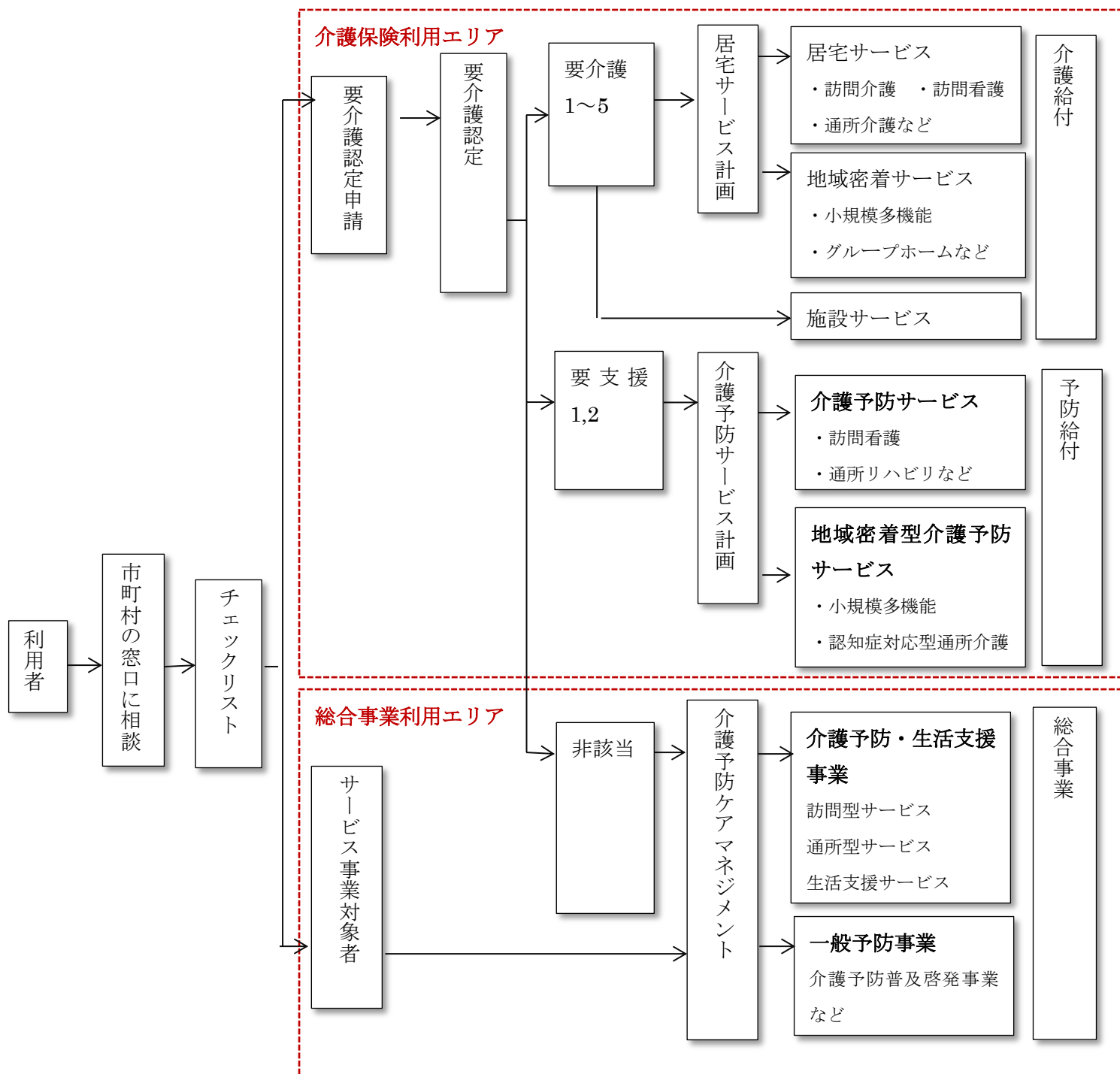
①	No 1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
②	No6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③	No11～12の2項目のすべてに該当、
④	No13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤	No16に該当
⑥	No18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦	No21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)・地域密着型通所介護)

公費負担者番号										平成 年 月 分																								
公費受給者番号										保険者番号																								
被保険者	被保険者番号																																	
	(フリガナ)																																	
	氏名																																	
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和						性別		1.男 2.女																							
	要介護状態区分		要介護 1・2・3・4・5																															
	認定有効期間		平成				年				月				日		から																	
		平成				年				月				日		まで																		
請求事業者	事業所番号																																	
	事業所名称																																	
	所在地		〒 -																															
	連絡先		電話番号																															
居宅サービス計画		1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成																																
		事業所番号										事業所名称																						
開始年月日		平成				年				月				日		中止年月日		平成				年				月				日				
中止理由		1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																																
給付費明細欄	優先度が2番目に高い公費は2枚目の明細書に記載		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数		摘要																									
給付費明細欄(住所特例対象者)	サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数		施設所在保険者番号		摘要																	
請求額集計欄	①サービス種類コード／②名称																																	
	③サービス実日数				日				日				日				日																	
	④計画単位数																																	
	⑤限度額管理対象単位数																																	
	⑥限度額管理対象外単位数																																	
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)＋⑥																																	
	⑧公費分単位数																																	
	⑨単位数単価				円／単位				円／単位				円／単位				円／単位				円／単位													
	⑩保険請求額																																	
	⑪利用者負担額																																	
	⑫公費請求額																																	
	⑬公費分本人負担																																	
	社会福祉法人等による軽減欄	軽減率				%		受領すべき利用者負担の総額(円)		軽減額(円)		軽減後利用者負担額(円)		備考																				

総合事業を取り入れている市区町村におけるサービス提供の流れ

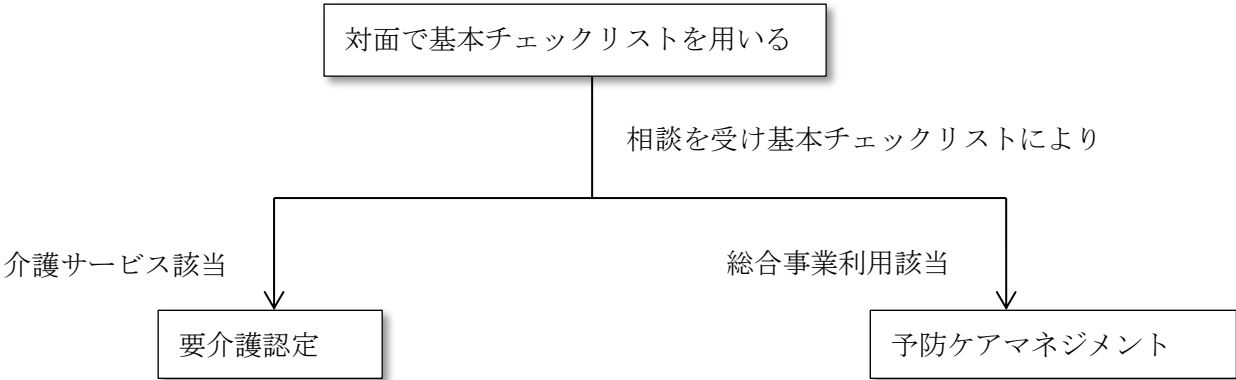


基本チェックリストについて

- 市町村または包括支援センターにサービス利用相談に来た被保険者に対して以下の順序で行う

第1 被保険者の場合

基本チェックリストにより介護サービスまたは総合事業の判断を行う



第2 被保険者の場合

基本チェックリストは不要。ただちに介護サービスを利用する為、要介護認定の手続へと進む

がんや関節リウマチ等の特定疾患に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となる為、基本チェックリストを実施するのではなく要介護認定の申請を行う

No	質 問 項 目		回 答	
1	生 活 状 況	バスや電車で一人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2		日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3		預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4		友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5		家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	運 動 機 能	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7		椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8		15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9		この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10		転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	栄 養	6か月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12		身長 cm 体重 kg（BMI ）（注）		
13	口 腔 機 能	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14		お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15		口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	閉 じ こ も り	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17		昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ